証券コード　7414
2020年６月10日

株　主　各　位

福岡県北九州市小倉北区
西港町12番地の１
小野建株式会社
代表取締役社長　小　野　　建

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛が要請される事態となっていることから本株主総会には極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

議決権行使書用紙により議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

当日ご出席いただける場合には、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主総会開催日現在の感染状況や株主様ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前11時

２．場　　所　北九州市小倉北区西港町12番地の１
小野建株式会社　本社会議室
※本総会は新型コロナウイルス感染症の影響により、会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いの無いようにご注意ください。

３．会議の目的事項

報告事項　１．第71期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第71期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以　上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.onoken.co.jp/jp/)に掲載させていただきます。

◎当日の当社の対応について

・当社スタッフ等は、検温を含め、体調を確認したうえで参加いたします。

・当社スタッフ等は、マスク着用で対応をさせていただきます。

・会場受付にアルコール消毒液並びに予備のマスクを準備する予定です。

・会場内のお席は、間隔をあけて準備いたします。

添付書類

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による各種経済・金融政策により景気は緩やかな回復が続いたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により今後の先行きは不透明な状況となっております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、従来からの基本戦略である「販売エリアの拡大」と「販売シェアの向上」の一環として各拠点において販売先ニーズに対応し、付加価値向上に向け鉄鋼商品の一次加工設備の拡充等、設備投資を積極的に行うとともに、鉄筋加工業の森田鋼材㈱（非連結子会社）をＭ＆Ａするなど新規分野への参入も行いました。

業績につきましては、特に都市部を中心に景気のピークアウト感が出てきており、年度後半からは鉄鋼商品市況が軟調に推移し始めたことから、前期に対し当連結会計年度の売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売数量の減少により2,292億90百万円（前期比1.2％減）となりました。

損益面におきましても、鉄鋼商品市況が軟調に推移した結果、収益率が低下し、営業利益63億60百万円（前期比4.1％減）、経常利益65億27百万円（前期比2.3％減）、親会社株主に帰属する当期純利益44億16百万円（前期比5.3％減）となりました。

2019年度の配当金につきましては１株当たり25円の中間配当を実施し、期末配当につきましては、業績並びに今後の安定的な利益確保のためのビジョンを基に総合的に判断し、１株当たり35円とさせていただきました。これにより、当期の年間配当金は、１株当たり60円となりました。なお、期末配当金の支払開始日は2020年6月29日とさせていただきます。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

①九州・中国エリア

前期に対し、売上高は鉄鋼商品の販売数量並びに工事請負事業の増加により増加となりました。損益は売上高が増加したものの利益率の低下により微減となりました。その結果、外部顧客への売上高は1,370億75百万円（前期比6.8％増）、セグメント利益は43億92百万円（前期比0.3％減）となりました。

②関西・中京エリア

前期に対し、売上高は鉄鋼商品の販売数量並びに工事請負事業の減少により減少となりました。損益は売上高の減少にともない減少となりました。その結果、外部顧客への売上高512億89百万円（前期比12.0％減）、セグメント利益は10億77百万円（前期比19.6％減）となりました。

③関東・東北エリア

前期に対し、売上高は鉄鋼商品の販売数量並びに工事請負事業の減少により減少となりました。損益は売上高の減少にともない減少となりました。その結果、外部顧客への売上高は409億24百万円（前期比10.2％減）、セグメント利益は８億18百万円（前期比10.0％減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、42億99百万円であります。

その主なものは、福岡支店南福岡営業所用地取得及び事務所・倉庫建設16億68百万円、大阪支店三重営業所用土地取得４億６百万円、大阪支店堺スチールセンター加工設備１億78百万円、小倉支店倉庫増築用地取得１億９百万円であります。

(3) 資金調達の状況

主要な設備投資に充当するための資金は、自己資金等とともに2025年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行することにより充当しております。

(4) 対処すべき課題

鉄鉱石・石炭・鉄スクラップ等の鉄鋼原材料価格の変動、並びに需要動向による鉄鋼商品市況の影響により、当社が属している鉄鋼流通業は市況の上昇による販売与信リスク、在庫金利負担の増加リスク、もしくは市況の下落による在庫の販売損並びに評価損リスクの発生が企業経営に大きな影響を及ぼし、販売力・財務力などの差異により企業間格差は拡大傾向にあります。

このような環境の中、当社グループは企業間競争に勝ち残るため、下記の課題克服にチャレンジし続けてまいります。

① 「販売エリアの拡大」策として、出張販売から徐々に販売エリアを広げるため営業所の開設へとつなげ、さらには、各拠点ごとに在庫保有を拡大することにより得意先へジャストインタイムで商品を納入できる細やかな対応を目指してまいります。

② 「販売シェアの向上」策として、最終ユーザーをターゲットとした川下戦略により、販売先の件数増加をはかり、販売力の強化及び与信リスク分散に努めてまいります。

③ 「大型物流倉庫の保有による多品種構成のスーパーマーケット型事業展開」を実現するため、各仕入先との関係強化、設備投資や在庫保有に必要な資金調達が柔軟に行えるよう財務体質の強化に尽力してまいります。さらに、付加価値の高い商品の販売向

上のため、大型物流倉庫内に自社加工設備を充実させること、並びに自社岸壁の保有など物流コストの削減を目指すことにより収益率を高めてまいります。

④　商品販売のみならず工事請負事業にも注力し、付加価値の向上と市況に影響を受けにくい体制づくりを目指してまいります。

⑤　与信管理の強化策として、回収条件の変更、与信調査の強化、倒産保険の活用等を行っております。

⑥　今後の事業展開に鑑み、人材の育成が急務であり、個々のレベルアップとともに組織力強化をはかるため、情報と業務の共有化の徹底に取り組んでまいります。さらに、人材確保におきましても、少子高齢化が進む中、人材の確保が難しくなっており、インターネット等を駆使し、幅広く会社の認知度を高め、世代のバランスを考えた新卒・中途の採用を積極的に行ってまいります。

さらに、直近発生した新型コロナウイルス感染症の影響が、長期化し国内外経済の更なる下振れが懸念されることから、当社を取り巻く環境が下記の要因により、厳しい状況が続くことが想定されます。

（主懸念要因）

・仕入先からの調達遅延
・輸出関連企業をはじめ販売先の業績低迷による販売の減少
・建設工事の中断・遅延並びに中止
・鉄鋼商品市況の需要低迷による下落
・取引先の業績悪化による不良債権発生リスクの拡大

当社グループにおきましては、従業員並びに関係する皆様の安全を最優先とし、社会的責任を果たすべく行政の方針・指導に従い感染拡大の防止に努めながら、取引先に対しての供給責任を果たすため、適切な対応を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（百万円）

区　　分	第 68 期 2017年３月期	第 69 期 2018年３月期	第 70 期 2019年３月期	第 71 期 2020年３月期 (当連結会計年度)
売上高	176,360	203,151	232,164	229,290
経常利益	5,630	7,190	6,680	6,527
親会社株主に帰属する当期純利益	3,818	5,025	4,664	4,416
１株当たり当期純利益	184円25銭	241円44銭	215円50銭	203円60銭
総資産	130,525	145,449	158,618	153,598
純資産	59,813	64,881	68,531	70,160
１株当たり純資産	2,885円95銭	3,006円83銭	3,135円12銭	3,321円27銭

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第70期の期首から適用しており、第69期の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

〔第68期〕

４月に仙台支店の倉庫増築と岡山営業所の新設、５月に南大阪営業所を新設、さらにグループ会社であります三協則武鋼業株式会社が５月に大阪府堺市に新築移転いたしました。業績につきましては、当連結会計年度の売上高は、前期に対して鋼材市況の下落、販売数量の減少により1,763億60百万円（前期比7.0％減）となりました。損益面におきましては、売上高は減少したものの在庫販売における利益率の上昇により、営業利益53億92百万円（前期比25.6％増）、経常利益56億30百万円（前期比25.4％増）となりました。特別損益として賃貸物件の売却等を行った結果、親会社株主に帰属する当期純利益は38億18百万円（前期比15.6％増）となりました。

〔第69期〕

10月に長崎県佐世保市に佐世保営業所を新たに開設いたしました。業績につきましては、当連結会計年度の売上高は、前期に対して鋼材市況の上昇、販売数量の増加により過去最高の2,031億51百万円（前期比15.2％増）となりました。損益面におきましては、売上高の増加により、営業利益69億80百万円（前期比29.5％増）、経常利益71億90百万円（前期比27.7％増）となりました。特別損益として補助金収入、公正取引委員会からの指摘による下請法違反による返還金等が発生した結果、親会社株主に帰属する当期純利益も過去最高の50億25百万円（前期比31.6％増）となりました。

〔第70期〕

５月に滋賀県竜王町に滋賀営業所を開設するなど拠点整備を積極的に進め、さらに各拠点において販売先ニーズに対応し、付加価値向上に向け鉄鋼商品の一次加工設備を拡充してまいりました。業績につきましては、前期に対し当連結会計年度の売上高は、鉄鋼商品販売事業において販売数量の増加並びに鋼材市況の上昇により2,321億64百万円（前期比14.3％増）となりました。損益面におきましては、売上高は増加したもののメーカーサイドの値上げ圧力が増し、さらには物流コスト並びに人件費の上昇さらには貸倒引当金繰入額の増加などから利益率が低下したことにより営業利益66億32百万円（前期比5.0％減）、経常利益66億80百万円（前期比7.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益46億64百万円（前期比7.2％減）となりました。

〔第71期〕

当連結会計年度の状況につきましては「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
西日本スチールセンター株式会社	10百万円	99.5%	鋼板剪断加工・販売
三協則武鋼業株式会社	10百万円	99.9%	鋼板剪断加工・販売
小野建沖縄株式会社	5百万円	99.0%	鋼材卸売業

③ 重要な企業結合等の状況

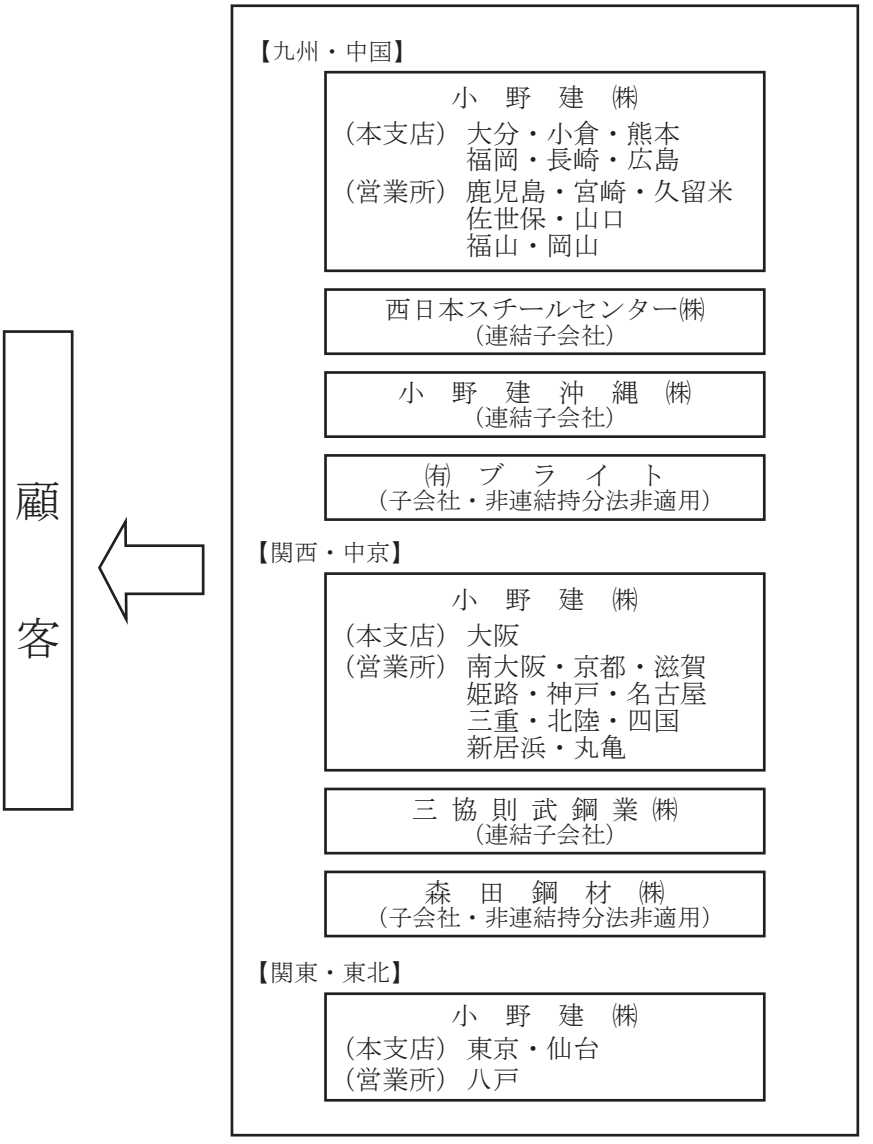
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社の企業集団は、当社と連結子会社３社及び非連結持分法非適用子会社２社で構成され、主に鉄鋼・建材商品の販売及び一部工事請負を国内各地域において行っており、各拠点において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「九州・中国」、「関西・中京」及び「関東・東北」の３つを報告セグメントとしております。

事業系統図は次のとおりであります。



(8) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

小野建株式会社	本社	北九州市小倉北区西港町12番地の1
	本支店	大分、小倉（北九州）、熊本、福岡、長崎、広島、大阪、東京、仙台
	営業所	鹿児島、宮崎、久留米、佐世保、山口、福山、岡山、南大阪（松原）、京都、滋賀（滋賀県蒲生郡竜王町）、姫路、神戸、名古屋、三重（津）、北陸（金沢）、四国（松山）、新居浜、丸亀、八戸
西日本スチールセンター株式会社		北九州市小倉北区
三協則武鋼業株式会社		堺市西区
小野建沖縄株式会社		沖縄県那覇市

(9) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
757名（77名）	39名増（11名減）

（注）従業員数は就業員数であり、嘱託社員は（　）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社福岡銀行	7,050
株式会社西日本シティ銀行	5,800
株式会社大分銀行	2,000
株式会社池田泉州銀行	2,000
株式会社広島銀行	1,200
株式会社みずほ銀行	1,200
株式会社肥後銀行	1,000
株式会社北九州銀行	800
株式会社三菱UFJ銀行	524
株式会社三井住友銀行	400
株式会社西京銀行	200
株式会社佐賀銀行	100
株式会社七十七銀行	100

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　50,000,000株

(2) 発行済株式総数　21,124,461株（自己株式735,251株を除く）

(3) 株主数　3,315名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	1,274	6.0
オーエヌトラスト㈱	1,254	5.9
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	883	4.1
小野哲司	636	3.0
小野建	616	2.9
小野信介	616	2.9
小野明	615	2.9
小野多美子	531	2.5
小野典子	531	2.5
㈱福岡銀行	467	2.2

（注）1．持株数、持株比率とも表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は自己株式（735,251株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2025年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（2020年１月16日取締役会決議）

	会計期間末現在 （2020年３月31日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	6,000
新株予約権の数（個）	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）	4,081,633
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）	1,470
新株予約権の行使期間	自　2020年２月17日 至　2025年１月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）	発行価格　　1,470 資本組入額　　735
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、社債と分離して譲渡できない。
代用払込みに関する事項	該当なし。 但し、各本新株予約権の行使に際しては、各本新株予約権を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

（注）　転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小　野　　建	西日本スチールセンター㈱代表取締役社長
		小野建沖縄㈱代表取締役会長
代表取締役副社長	小　野　　剛	大阪支店長
		森田鋼材㈱代表取締役社長
代表取締役専務	小　野　哲　司	管理統括本部長
常務取締役	小　野　信　介	経営企画室長
常務取締役	大久保　隆　康	小倉支店長
常務取締役	高牟礼　　厚	東京支店長
取締役	小　野　　明	開発室長
取締役（常勤監査等委員）	廣　瀬　友　明	
取締役（監査等委員）	古　庄　玄　知	弁護士法人古庄総合法律事務所　代表者社員弁護士
取締役（監査等委員）	山　上　知　裕	ひびき法律事務所　弁護士

（注）１．取締役（監査等委員）古庄 玄知及び取締役（監査等委員）山上 知裕の両氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、取締役（監査等委員）古庄 玄知及び取締役（監査等委員）山上 知裕の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．取締役（常勤監査等委員）廣瀬 友明氏は、経理部門で経験を積んでおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、廣瀬 友明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

４．社外役員の重要な兼職先である各法人等と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 取締役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等

区　分	員　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く。）	7名	438百万円
取締役（監査等委員）	3名	9百万円
合計 （うち社外役員）	10名 （2名）	448百万円 （2百万円）

（注）１．上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額37百万円
２．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年６月24日開催の第67期定時株主総会において年額６億円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（10回開催）		監査等委員会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査等委員　古庄 玄知	10回	100％	12回	100％
監査等委員　山上 知裕	8回	80％	10回	83％

ロ．取締役会及び監査等委員会における発言状況
取締役（監査等委員）古庄 玄知と取締役（監査等委員）山上 知裕の両氏は弁護士の見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づいて損害賠償責任を限定する契約を締結しており、任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する金額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責をするものとしております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＥＹ新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程により「会計監査人の解任又は不再任」に係る株主総会の付議議案の内容を決定いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり、内部統制基本方針（業務の適正を確保するための体制に関する基本方針）を定めるとともに、適宜、その見直しを行う。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は職務分掌規程及び職務権限規程に従った職務を執行するにあたり、就業規程等の関連諸規程により法令順守の理解及び研修による理解の強化を図っていく。

監査等委員会及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程・文書取扱規程に従い議事録を作成保存するとともに適切に管理を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

与信管理規程・資金運用管理規程等の各種リスクに関する関連諸規程を整備し適切な管理を行う。

取締役会は必要に応じて適時リスクに関する体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適宜取締役会を開催し、意思決定の迅速な伝達を行っていく。

⑥　事業報告作成会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　当社と子会社が、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営し、事業の発展を図るため「関係会社管理規程」を定め、これに基づき子会社の経営状況等を管理する体制とする。

ロ　子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとし、子会社独自の規程を定める場合は、当該内容の規程の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。

ハ　子会社の取締役のうち数名は当社役員もしくは従業員が兼務することとし、子会社が当社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認するとともに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保する体制とする。

ニ　子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、連結グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社へ事前協議等が行われ、当社の事前承認を求める体制とする。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制とする。

ホ　監査等委員会及び内部監査室は、定期的又は臨時に子会社のコンプライアンス活動やリスク管理を含む当社グループ管理体制を監査し、取締役会等に報告する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

イ　監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合又は監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ、業務補助のためのスタッフを置く。

ロ　当該使用人は監査等委員会スタッフ業務に関し、監査等委員会の指揮命令下に置く。また、当該使用人の人事については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定し、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ　監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

ロ　当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業績に影響を与える重要な事項、職務執行に関する法令並びに定款違反、当社グループに損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。

ハ　当社は監査等委員会に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

⑨　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査等委員会は、会計監査人、内部監査室と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。

ロ　監査等委員会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて弁護士等の専門家を活用することができる。

ハ　当社は、監査等委員会が必要と認める監査費用については、その支払時期、償還手続き等を含め、全額これを負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本的計画及び方針」を継続的に取組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに当社及び子会社への周知徹底を行っております。

また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況を内部監査室に報告し、問題点を把握した場合もしくは疑義がある場合は監査等委員会に報告するとともに協議を行っております。

当事業年度においては、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づいた内部統制評価の他、内部監査計画に基づき当社並びに子会社の業務監査等を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、内部留保の充実による企業体質の強化を図りつつ、安定かつ高い水準の利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**100,013**	**流動負債**	**75,628**
現金及び預金	5,292	支払手形及び買掛金	23,363
受取手形及び売掛金	53,072	電子記録債務	18,403
電子記録債権	9,719	短期借入金	22,250
商品及び製品	18,929	一年以内返済予定の長期借入金	89
原材料及び貯蔵品	2,482	未払法人税等	1,075
前渡金	10,382	前受金	6,170
その他	240	賞与引当金	1,094
貸倒引当金	△105	その他	3,180
固定資産	**53,584**	**固定負債**	**7,809**
(有形固定資産)	**(50,911)**	社債	6,029
建物及び構築物	17,980	長期借入金	34
機械装置及び運搬具	3,968	役員退職慰労引当金	636
土地	27,609	退職給付に係る負債	743
その他	140	資産除去債務	163
建設仮勘定	1,212	その他	202
(無形固定資産)	**(178)**	**負債合計**	**83,437**
その他	178	**純資産の部**	
(投資その他の資産)	**(2,495)**	**株主資本**	**70,077**
投資有価証券	1,361	**資本金**	**4,299**
長期貸付金	23	**資本剰余金**	**4,302**
従業員に対する長期貸付金	22	**利益剰余金**	**62,475**
退職給付に係る資産	44	**自己株式**	**△1,000**
繰延税金資産	586	**その他の包括利益累計額**	**82**
その他	1,402	その他有価証券評価差額金	79
貸倒引当金	△947	繰延ヘッジ損益	4
		退職給付に係る調整累計額	△1
		非支配株主持分	**0**
		純資産合計	**70,160**
資産合計	**153,598**	**負債及び純資産合計**	**153,598**

連結損益計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		229,290
売上原価		209,601
売上総利益		19,688
販売費及び一般管理費		13,328
営業利益		6,360
営業外収益		
受取利息	5	
仕入割引	27	
期日前決済割引料	37	
受取家賃	66	
受取保険金	93	
その他	110	341
営業外費用		
支払利息	34	
売上割引	59	
社債発行費	18	
訴訟和解金	45	
その他	16	174
経常利益		6,527
特別利益		
固定資産売却益	14	
その他	0	14
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	87	
投資有価証券評価損	29	
その他	0	117
税金等調整前当期純利益		6,424
法人税、住民税及び事業税	2,111	
法人税等調整額	△102	
当期純利益		4,416
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		4,416

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,299	4,302	59,589	△0	68,191
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,530		△1,530
親会社株主に帰属する当期純利益			4,416		4,416
自己株式の取得				△999	△999
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	－	2,885	△999	1,885
当連結会計年度末残高	4,299	4,302	62,475	△1,000	70,077

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	305	3	30	339	0	68,531
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,530
親会社株主に帰属する当期純利益						4,416
自己株式の取得						△999
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△225	0	△31	△257	－	△257
当連結会計年度変動額合計	△225	0	△31	△257	－	1,628
当連結会計年度末残高	79	4	△1	82	0	70,160

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社３社の名称

西日本スチールセンター株式会社
三協則武鋼業株式会社
小野建沖縄株式会社

② 非連結子会社２社の名称

有限会社ブライト
森田鋼材株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社２社の名称

有限会社ブライト
森田鋼材株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ　たな卸資産

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	４～14年
その他（工具、器具及び備品）	４～10年

ロ　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。

ハ　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。

ロ　賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ　役員退職慰労引当金

監査等委員である取締役を除く取締役の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ　当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ　その他の工事

工事完成基準

⑥　重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

⑦　重要なヘッジ会計の方法

イ　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ　ヘッジ手段とヘッジ対象

鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取引を行っております。

ハ　ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。

ニ　ヘッジの有効性評価の方法

当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。

⑧　のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

⑨　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取保険金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「受取保険金」は56百万円であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　19,245百万円

(3) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

預金	3,312百万円
計	3,312百万円

② 上記に対応する債務

買掛金	1,070百万円
計	1,070百万円

(4) 国庫補助金による有形固定資産の圧縮累計額

土地圧縮累計額　22百万円

３．連結損益計算書に関する注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	21,859,712株	―	―	21,859,712株
自己株式				
普通株式	501株	734,750株	―	735,251株

(注) １．自己株式の株式数の増加は、新株予約権付社債の発行に伴う自己株式の取得、並びに単元未満株式の買い取りによる増加であります。

(3) 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

① 2019年５月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	983百万円
１株当たりの配当額	45.00円
基準日	2019年３月31日
効力発生日	2019年６月24日

② 2019年11月８日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	546百万円
１株当たりの配当額	25.00円
基準日	2019年９月30日
効力発生日	2019年12月５日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年５月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	739百万円
１株当たりの配当額	35.00円
基準日	2020年３月31日
効力発生日	2020年６月29日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金や社債の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	5,292	5,292	－
(2) 受取手形及び売掛金	53,072	53,072	－
(3) 電子記録債権	9,719	9,719	－
(4) 投資有価証券	711	711	－
資産計	68,795	68,795	－
(1) 支払手形及び買掛金	23,363	23,363	－
(2) 電子記録債務	18,403	18,403	－
(3) 短期借入金	22,250	22,250	－
(4) 社債	6,029	5,988	41
負債計	70,046	70,005	41
デリバティブ取引（＊）	6	6	－

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

2．非上場株式（連結貸借対照表計上額650百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

6．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	3,321円27銭
(2) １株当たり当期純利益	203円60銭

7．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**92,699**
現金及び預金	4,465
受取手形	20,133
電子記録債権	8,854
売掛金	29,475
商品及び製品	17,758
前渡金	8,745
前払費用	59
関係会社短期貸付金	3,150
その他	121
貸倒引当金	△64
固定資産	**49,279**
(有形固定資産)	**(46,214)**
建物	12,647
構築物	3,049
機械装置	2,146
車両運搬具	169
器具備品	104
土地	26,884
建設仮勘定	1,212
(無形固定資産)	**(126)**
借地権	56
ソフトウェア	57
その他	12
(投資その他の資産)	**(2,938)**
投資有価証券	774
関係会社株式	1,170
出資金	31
長期貸付金	23
従業員に対する長期貸付金	20
破産更生債権等	195
長期前払費用	64
前払年金費用	45
繰延税金資産	461
その他	1,096
貸倒引当金	△947
資産合計	**141,978**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**69,685**
電子記録債務	18,403
買掛金	21,823
短期借入金	20,250
関係会社短期借入金	200
未払金	2,216
未払費用	302
未払法人税等	900
前受金	4,529
預り金	31
前受収益	31
賞与引当金	976
その他	20
固定負債	**7,653**
社債	6,029
退職給付引当金	658
役員退職慰労引当金	604
資産除去債務	158
その他	202
負債合計	**77,338**
純資産の部	
株主資本	**64,554**
資本金	**4,299**
資本剰余金	**4,302**
資本準備金	4,013
その他資本剰余金	288
利益剰余金	**56,953**
利益準備金	366
その他利益剰余金	56,587
固定資産圧縮積立金	954
特別償却準備金	51
別途積立金	29,000
繰越利益剰余金	26,581
自己株式	**△1,000**
評価・換算差額等	**84**
その他有価証券評価差額金	80
繰延ヘッジ損益	4
純資産合計	**64,639**
負債及び純資産合計	**141,978**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**214,547**
売上原価		**197,060**
売上総利益		**17,486**
販売費及び一般管理費		**12,128**
営業利益		**5,357**
営業外収益		
受取利息	9	
仕入割引	13	
期日前決済割引料	37	
受取家賃	63	
受取保険金	93	
その他	84	301
営業外費用		
支払利息	30	
売上割引	55	
社債発行費	18	
訴訟和解金	45	
その他	6	155
経常利益		**5,503**
特別利益		
固定資産売却益	14	
その他	0	14
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	82	
投資有価証券評価損	22	
その他	0	104
税引前当期純利益		**5,413**
法人税、住民税及び事業税	1,751	
法人税等調整額	△74	1,677
当期純利益		**3,736**

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,299	4,013	288	4,302	366	950	83	29,000	24,347	54,747	△0	63,348
当期変動額												
固定資産圧縮積立金の積立						130			△130	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△126			126	－		－
特別償却準備金の取崩							△31		31	－		－
剰余金の配当									△1,530	△1,530		△1,530
当期純利益									3,736	3,736		3,736
自己株式の取得											△999	△999
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												－
当期変動額合計						4	△31		2,233	2,206	△999	1,206
当期末残高	4,299	4,013	288	4,302	366	954	51	29,000	26,581	56,953	△1,000	64,554

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	306	2	308	63,657
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
特別償却準備金の取崩				－
剰余金の配当				△1,530
当期純利益				3,736
自己株式の取得				△999
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△225	2	△223	△223
当期変動額合計	△225	2	△223	982
当期末残高	80	4	84	64,639

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

①　資産の評価基準及び評価方法

イ　有価証券

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ　たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

②　固定資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～47年
構築物	10～50年
機械装置	５～12年
車両運搬具	４～６年
器具備品	４～10年

ロ　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、借地権については、残存期間に基づく定額法によっております。

ハ　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、財務内容評価法によっております。

ロ　賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

ハ　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生年度の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

ニ　役員退職慰労引当金

監査等委員である取締役を除く取締役の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ　その他の工事

工事完成基準

⑤　繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

⑥　ヘッジ会計の方法

イ　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ　ヘッジ手段とヘッジ対象

鉄鋼商品の輸入及び輸出による外貨建予定取引の為替変動に対するヘッジとして、為替予約取引を行っております。

ハ　ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクをヘッジする取引を行っております。

ニ　ヘッジの有効性評価の方法

当社のリスク管理方針に従って、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を判断しております。

⑦　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ　退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

ロ　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更

損益計算書

① 前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取保険金」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

なお、前事業年度の「受取保険金」は55百万円であります。

② 前事業年度において、流動負債の「その他」に含めていた「関係会社短期借入金」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

なお、前事業年度の「関係会社短期借入金」は150百万円であります。

３．貸借対照表に関する注記

① 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 有形固定資産の減価償却累計額　15,753百万円

③ 保証債務等の残高

保証債務

金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

三協則武鋼業株式会社	2,124百万円

④ 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	477百万円
短期金銭債務	585百万円

⑤ 担保に供している資産及びこれに対応する債務

イ 担保に供している資産

預金	3,112百万円
計	3,112百万円

ロ 上記に対応する債務

買掛金	1,027百万円
計	1,027百万円

４．損益計算書に関する注記

① 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 関係会社との取引高

売上高	5,090百万円
仕入高	7,114百万円
販売費及び一般管理費	38百万円
営業取引以外の取引高	11百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

① 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

② 自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
自己株式				
普通株式	501株	734,750株	－	735,251株
合計	501株	734,750株	－	735,251株

（注）自己株式の株式数の増加は、新株予約権付社債の発行に伴う自己株式の取得、並びに単元未満株式の買い取りによる増加であります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	48百万円
未払事業所税	6百万円
貸倒引当金	307百万円
賞与引当金	296百万円
退職給付引当金	187百万円
役員退職慰労引当金	183百万円
投資有価証券評価損	22百万円
出資金評価損	25百万円
その他	168百万円
繰延税金資産小計	1,246百万円
評価性引当額	△273百万円
繰延税金資産合計	972百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△24百万円
固定資産圧縮積立金	△417百万円
特別償却準備金	△22百万円
その他	△46百万円
繰延税金負債合計	△510百万円
繰延税金資産の純額	461百万円

7．関連当事者との取引に関する注記

種　類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	西日本スチールセンター㈱	10	鉄鋼・建材商品販売事業	所有 直接　99.5 間接　0.5	商品の売買 役員の兼任 資金の借入 資金の貸付	資金の借入 ※1	△150	関係会社短期借入金	－
						利息の支払 ※2	0	－	－
						資金の貸付 ※1	370	関係会社短期貸付金	370
						利息の受取 ※2	0	－	－
子会社	三協則武鋼業㈱	10	鉄鋼・建材商品販売事業	所有 直接　99.9	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付 債務保証	資金の貸付 ※1	△165	関係会社短期貸付金	2,370
						利息の受取 ※2	3	－	－
						債務保証 ※3	2,124	－	－
子会社	小野建沖縄㈱	5	鉄鋼・建材商品販売事業	所有 直接　99.0 間接　1.0	商品の売買 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 ※1	△100	関係会社短期貸付金	410
						利息の受取 ※2	0	－	－
子会社	森田鋼材㈱	24	鉄鋼・建材商品販売事業	所有 直接　99.9 間接　0.1	商品の売買 役員の兼任 資金の借入 債務保証	資金の借入 ※1	200	関係会社短期借入金	200
						利息の支払 ※2	0	－	－

（注）１．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

※１．資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、資金の貸付及び借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。

※２．利息の受取及び支払については、資金の貸付及び借入にかかる受取及び支払利息であります。

※３．金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。なお、保証料の受領は行っておりません。

8．１株当たり情報に関する注記

①　１株当たり純資産額　　3,059円93銭

②　１株当たり当期純利益　　172円26銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

小野建株式会社

取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　博　信　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渋　田　博　之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、小野建株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小野建株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

小野建株式会社

取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石　田　博　信　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渋　田　博　之　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、小野建株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

小野建株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　廣　瀬　友　明　㊞

監査等委員　古　庄　玄　知　㊞

監査等委員　山　上　知　裕　㊞

（注）　監査等委員古庄玄知及び山上知裕の両氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目　的） 第２条　　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（11）　（条文省略） （新　　設） (12)　（条文省略）	（目　的） 第２条　（現行どおり） （１）～（11）　（現行どおり） (12) 貨物利用運送事業 (13)　（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	小野（お の）　建（けん） （1952年１月１日生）	1975年４月　当社入社 1978年10月　当社取締役小倉支店次長 1983年８月　当社取締役大阪営業所長 1990年４月　当社取締役小倉支店長兼大阪営業所長 1995年６月　当社代表取締役社長（現任） 2002年８月　西日本スチールセンター株式会社 代表取締役社長（現任） 2010年９月　小野建沖縄株式会社 代表取締役会長（現任）	616,000株
		（取締役候補者とした理由） 候補者は、当社の経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
2	小野（お の）　剛（たけし） （1980年３月17日生）	2005年10月　当社入社 2009年４月　当社大阪支店鉄鋼部部長 2010年６月　当社取締役大阪支店副支店長 2011年６月　当社取締役大阪支店長 2013年６月　当社代表取締役副社長 兼大阪支店長（現任） 2019年10月　森田鋼材株式会社 代表取締役社長（現任）	39,000株
		（取締役候補者とした理由） 候補者は、当社の経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	小野 哲司（おの てつじ） (1957年11月16日生)	1980年４月　当社入社 1989年９月　当社取締役大分本店長 1990年10月　当社取締役社長室長 1991年４月　当社取締役管理統括本部長兼経理部長 1995年６月　当社常務取締役管理統括本部長 2003年６月　当社代表取締役専務 管理統括本部長 2006年４月　当社代表取締役専務 2019年５月　当社代表取締役専務 管理統括本部長（現任）	636,500株
		（取締役候補者とした理由） 候補者は、当社の経営陣として豊富かつ幅広い経験、見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
4	小野 信介（おの しんすけ） (1970年５月24日生)	1997年４月　当社入社 2003年１月　当社福岡支店管理部長 2003年６月　当社取締役福岡支店管理部長 2006年４月　当社取締役管理統括本部長 2016年６月　当社常務取締役管理統括本部長 2019年５月　当社常務取締役経営企画室長（現任）	616,000株
		（取締役候補者とした理由） 候補者は、長年にわたり財務・管理部門に携わり、当社の財務・管理部門及び企業経営全般に関する豊富な経験、知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
5	大久保 隆康（おおくぼ たかやす） (1952年10月16日生)	1975年３月　当社入社 2002年１月　当社小倉支店建機部長 2006年４月　当社小倉支店副支店長 2007年６月　当社取締役小倉支店長 2016年６月　当社常務取締役小倉支店長 2020年４月　当社常務取締役（現任）	6,100株
		（取締役候補者とした理由） 候補者は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の営業部門及び企業経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	高牟礼（たかむれ） 厚（あつし） （1959年８月26日生）	1983年３月　当社入社 1997年７月　当社東京営業所長 2000年４月　当社東京支店長 2007年６月　当社取締役東京支店長 2016年６月　当社常務取締役東京支店長（現任）	600株
		（取締役候補者とした理由） 候補者は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の営業部門及び企業経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	
7	小野（おの） 明（あきら） （1968年８月24日生）	1996年４月　当社入社 2003年１月　当社開発室長 2003年６月　当社取締役開発室長（現任）	615,600株
		（取締役候補者とした理由） 候補者は、長年にわたり営業部門に携わり、当社の営業部門及び企業経営全般に関する豊富な経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。	

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	廣瀬 友明（ひろせ ともあき） （1956年９月19日生）	1980年２月　当社入社 2006年４月　当社小倉支店管理部長 2018年６月　当社取締役(監査等委員)（現任）	7,800株
		（監査等委員である取締役候補者とした理由） 候補者は、当社での長年にわたる経理業務に関する豊富な経験を有しており、監査機能の強化に活かすため、監査等委員候補者といたしました。	
2	古庄 玄知（こしょう はるとも） （1957年12月23日生）	1985年４月　古庄玄知法律事務所開設 2004年６月　弁護士法人　古庄総合法律事務所設立 同法人代表者社員弁護士（現任） 当社監査役 2016年６月　当社社外取締役(監査等委員)（現任）	－株
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知見を有しており、当社の監査に反映していただくため、引き続き監査等委員候補者といたしました。	
3	山上 知裕（やまがみ ともひろ） （1951年６月21日生）	1993年４月　ひびき法律事務所開設 同弁護士（現任） 2012年６月　当社監査役 2016年６月　当社社外取締役(監査等委員)（現任）	－株
		（監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 候補者は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知見を有しており、当社の監査に反映していただくため、引き続き監査等委員候補者といたしました。	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．古庄 玄知氏及び山上 知裕氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社と古庄 玄知氏及び山上 知裕氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契約を締結しており、両氏が取締役に再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、廣瀬 友明氏が取締役に再任された場合においても、当社との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

４．古庄 玄知氏及び山上 知裕氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務

執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

5．当社は古庄 玄知氏及び山上 知裕氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ておりますが、両氏が再任された場合には、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定です。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
福田 孝一 （ふくだ こういち） （1956年７月７日生）	1990年５月　福田孝一公認会計士事務所開設	－株
	（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由） 候補者は、過去に直接企業の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的知見を有しており、当社の監査に反映していただくため、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．福田 孝一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．当社は、福田 孝一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しを行い、本株主総会終結の時をもって、取締役における従来の役員退職慰労金制度を廃止することを、2020年５月15日開催の取締役会において決議いたしました。

これに伴い、第２号議案が原案どおり承認可決された場合に再任される取締役７名に対し、これまでの労に報いるため、それぞれの就任時から本株主総会終結の時までの在任期間を対象とし、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

その具体的な金額、方法等の決定については、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、支給の時期につきましては、各人の退任時といたしたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
小野　　建	1978年10月　当社取締役 現在に至る
小野　　剛	2010年６月　当社取締役 現在に至る
小野　哲司	1989年９月　当社取締役 現在に至る
小野　信介	2003年６月　当社取締役 現在に至る
大久保　隆康	2007年６月　当社取締役 現在に至る
高牟礼　厚	2007年６月　当社取締役 現在に至る
小野　　明	2003年６月　当社取締役 現在に至る

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年６月24日開催の第67期定時株主総会において、年額６億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいておりますが、今般、当社の役員報酬制度の見直しにより役員退職慰労金制度を廃止するとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること、並びに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとさせていただきたいと存じます。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬の総額は年額１億円以内とし、その具体的な金額、支給時期及び配分等については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく７名となります。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年10万株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の１株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

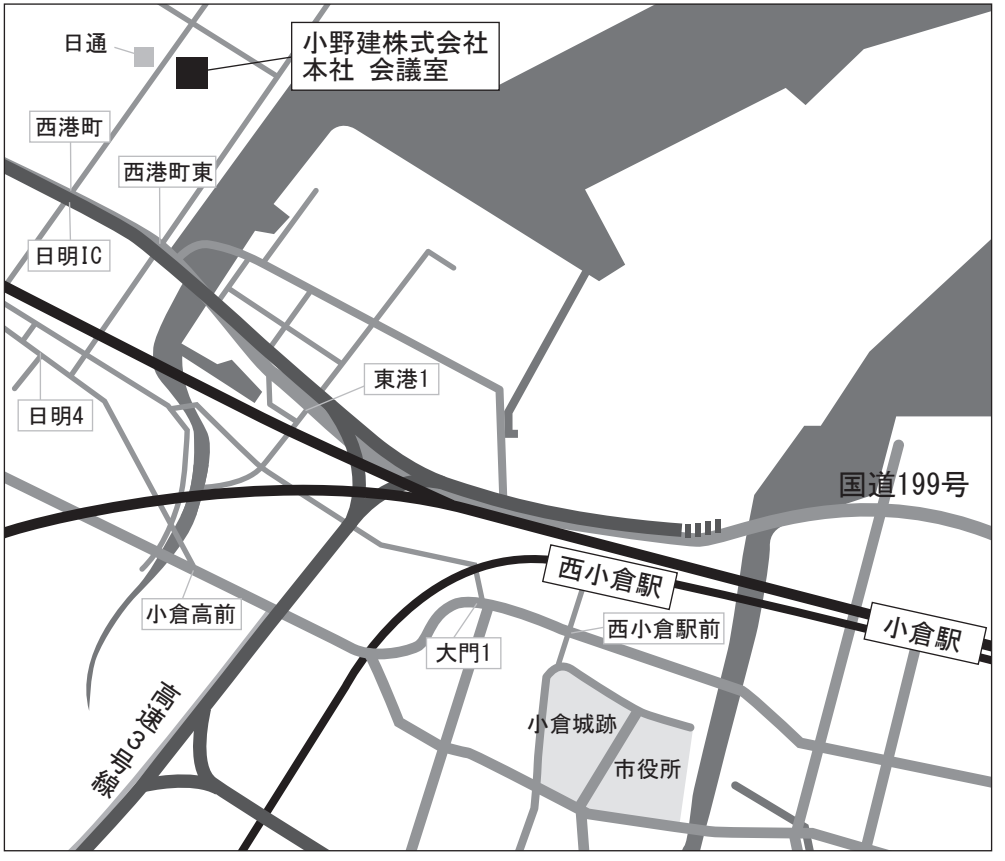
なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定であります。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

北九州市小倉北区西港町12番地の１
小野建株式会社　本社会議室



○小倉駅（北口）よりタクシーにて約10分
○駐車場を用意しておりますのでお車でのご来場も可能です

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK